

# 介護保険制度 どう変わる？

第1回

平成二十七年年度から介護保険制度の大幅な見直しが行われます。改正内容は、一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ、特別養護老人ホームへの新規入居を原則要介護三以上に限定、要支援者の通所・訪問介護の見直しなどです。また、来年度からは、新たな介護保険料額を設定します。介護保険制度の見直しや介護保険料の改定などが、町民の方々にとどのような影響を与えるのか、今月号から平成二十七年四月号まで五回に渡り、介護保険制度に関するコーナーを設けてお知らせします。

今月号では「本町の介護保険財政について」お知らせします。

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを目的に、平成二十二年に創設された制度です。

制度開始から十年以上が経過し、高齢者などを社会全体で支える制度として、広く社会に定着しています。

現在は本町の六十五歳以上人口の約十二・三%の方が、要介護・要支援認定を受けており、年々増加しています。認定者の増加に伴い、年々介護給付費も増大しています。サービス利用者

は、サービス利用額の一角を自己負担します。残りの九割は、介護給付費として四十歳以上の方からいただく介護保険料と国・県・市町村の負担金で賄われます。

平成二十五年の本町における介護給付費は、約六億九千九百万円で、十年前と比較すると、約二・二倍となっています。

給付費の増大により、本町を取り巻く状況は大変厳しいものとなっています。

▼問合せ 福祉課高齢者・介護係 28・0100

要介護認定者数と介護給付費の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要介護認定者(人)	319	330	367	369	404
介護給付費(円)	496,982,230	545,602,588	604,285,512	673,268,606	690,443,565

※要介護認定者数は各年度4月1日現在

## 「町長との対話」を行います

町長が住民の方々から直接、町政に関してご意見を聴く機会です。

一組につき、三十分の時間で、町長とお話ししていただきます。

▼とき 十二月二十二日(月) 午前九時～正午▼ところ 役場三階 会議室五▼対象 町内に在住・在勤の個人または五人までの団体▼募集数 五組(応募者多数の場合は抽選、結果は郵送にて連絡します)▼締切り 十二月五日(金)▼申込み・問合せ 総務課企画財政・情報係 28・0913

相 談

### ●よろず相談

とき 12月10日(水)  
午後1時～午後3時  
ところ 役場3階 会議室3  
相談員 行政相談委員  
人権擁護委員  
問合せ 総務課総務・防災係 28・6003  
福祉課福祉・少子係 28・0912

### ●消費生活相談

とき 12月10日(水)  
午後1時～午後3時  
ところ 役場3階 会議室3  
相談員 消費生活相談員  
問合せ 都市計画課地域振興係 28・2463

### ●心配ごと相談

とき 12月16日(火)  
午後1時30分～午後3時  
ところ 総合福祉センター  
しいの木2階 相談室  
相談員 民生児童委員  
問合せ 社会福祉協議会 29・0002

### ●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)  
とき 毎月10日  
午前8時～翌日の8時まで  
0120・738・556  
「名古屋いのちの電話」(通話有料)  
とき 24時間いつでも  
052・931・4343  
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

### ●教育相談

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)  
午前9時～午後4時  
0120・28・7867  
ところ 新栄学習等供用施設  
豊山町教育相談員  
問合せ 学校教育課学校教育係  
28・2211

### ●家庭児童相談(※)

とき 12月19日(金)  
午前10時～午後3時  
ところ 保健センター2階 研修室  
相談員 愛知県家庭相談員  
問合せ 保健センター 28・3150

### ●子育て相談

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)  
午前10時～午後3時  
ところ 各保育園  
相談員 町保育士  
問合せ 豊山保育園 28・2888  
富士保育園 28・3459  
青山保育園 28・3562

### ●身体障がい者等相談

とき 12月9日(火)  
午前10時～午前11時30分  
ところ 総合福祉センター  
しいの木2階 相談室  
39・0776(電話相談可)  
相談員 身体障害者相談員  
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

### ●母子家庭自立支援・就業相談

とき 12月9日(火)  
午前10時～午後3時30分  
ところ 役場1階 相談室  
相談員 愛知県母子自立支援員  
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

### ●女性相談

とき 12月18日(木)  
午前10時～午後3時30分  
ところ 役場1階 相談室  
相談員 愛知県女性相談員  
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

(※)については予約が必要です